

(平成24年8月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

佐賀厚生年金 事案 1246

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月 20 日から 56 年 11 月 1 日まで
昭和 53 年 11 月 19 日でA社を退職後、期間を空けずにB社に転職した。
親類である元事業主に同社で働いてほしいと請われ働き始めたのに、3年間も厚生年金保険の空白期間があることに納得できない。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は昭和 56 年 1 月 12 日付けでB社に係る雇用保険被保険者資格を取得しており、申立人の同社における入社日の特定はできないものの、厚生年金保険被保険者資格を取得した同年 11 月 1 日以前から同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、同僚からは、雇用保険被保険者資格を取得した昭和 56 年 1 月 12 日より前の申立期間において、申立人がB社に勤務したことを裏付ける供述を得ることができず、申立期間において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、かつ、同日以前に同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同僚 5 人は、いずれも申立人を記憶していない旨供述していることから、申立期間のうち申立人が雇用保険被保険者資格を取得した日以前に係る申立人の同社における具体的な勤務実態を確認することができない。

また、B社の申立期間当時の事業主夫婦は、甥である申立人が無職だったときに同社で働くよう誘ったと思うが、それがいつのことかは覚えていないものの、勤務させておきながら3年間も厚生年金保険に加入させないことはないと思うし、厚生年金保険料を給与から控除しておいて、加入届を出さないでいることはない旨供述している。

さらに、B社は既に廃業しており、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等は

保管されておらず、申立人も申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していないため、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1247

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月 31 日から 56 年 1 月 16 日まで

昭和 53 年 5 月から A 職種として勤務した B 社が閉鎖されることになり、56 年 3 月に当時の上司と一緒に C 社へ転職した。転職する少し前まで、B 社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人が記憶する複数の上司及び同僚の供述から、申立人が申立期間において B 社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人は昭和 53 年 7 月 31 日に資格喪失と記載されているところ、同名簿において、申立人の資格喪失年月日について遡及訂正された形跡はうかがえない上、当該記録は、同社に係る申立人のオンライン記録と一致している。

また、B 社を退職し別の事業所に勤務した後、申立人と同時期に再度同社に勤務した同僚は、最初に勤務した厚生年金保険記録は有るものの、再度勤務した期間の厚生年金保険記録が無いこと、及び前述の被保険者名簿には、申立人が申立期間において同社と一緒に勤務したと記憶する上司及び同僚の氏名の記載は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無いことから、同社では、申立期間当時、従業員に対する厚生年金保険の取扱いが区々であり、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、B 社が閉鎖した後、申立人が一緒に転職したと記憶する前述の上司は、「会社からは、雇用の規則、待遇面等の説明は無かった。A 職種はいつどうなるか分からないと思われていたようだ。『月額いくらで来てくれ。』という形で勤務していた。自分も何か所かの事業所を転々としたが、勤務したことを

はっきり記憶しているB社の厚生年金保険の記録が無かったので、同社が全員を加入させていなかったために、自分も加入していなかったのだろうと思った。」と供述している。

加えて、B社は既に廃業しており、当時の事業主は、人事記録、賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除については分からない旨供述している上、申立人も申立期間に係る給与明細書等を所持していないことから、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。